

8 福薬業発第 4 6 号
令和 8 年 4 月 2 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行
常務理事 永嶋 友洋

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の 受付開始について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

申請受付が令和 8 年 4 月 2 4 日（金）より開始され、締切が令和 8 年 6 月 3 0 日（火）必着となっています。詳細につきましては、別添案内文、チラシおよび県ホームページをご確認ください。

なお、案内文、チラシおよび申請様式については 5 月上旬頃、各保険医療機関等（薬局、訪問看護ステーション含む）へ発送が予定されています。郵便物が届く前であっても、県ホームページから様式をダウンロードし、申請先事務局へ申請書を提出（郵送）ができます。

また、調剤報酬における調剤ベースアップ評価料との比較等について、別紙にまとめましたのでご確認ください。県より追加の通知がありましたら、改めてご連絡いたします。

つきましては、ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

【申請受付期間】

令和 8 年 4 月 2 4 日（金）～令和 8 年 6 月 3 0 日（火）（必着）

〔賃上げ支援事業に係る実施報告書の提出期間〕

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 別途案内される予定

【お問い合わせ・申請先事務局】

福岡県医療機関等賃上げ・物価上昇支援金事務局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1-7-3 F

TEL：092-402-5316 FAX：092-402-5317

【福岡県ホームページ】

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

保険薬局における賃上げ支援

1. 支援の全体像（財源の違い）

項目	R8年4～5月	R8年6月～
財源	①県補助金（福岡県支援パッケージ） （令和7年度賃上げ支援・物価支援）	②調剤ベースアップ評価料 （令和8年6月新設・診療報酬）
賃金水準	●%分の引き上げ 県補助金を財源にベースアップ実施 （6月以降はベースアップ評価料のなかで継続）	●%分の引き上げ（以上）を維持 評価料収入を財源に同水準以上（ベースアップ）を継続又は拡大 →さらなる上乗せはなくてもよい
主な対象職員	全職員への配分が可能 ※評価料対象外職種（40歳以上薬剤師等）にも配分余地あり ※ただし、薬局開設者、管理者（管理薬剤師を含む）は対象外 ※著しく偏った配分は不可	・40歳未満薬剤師 ・事務職員等 （評価料の対象範囲内） ※40歳以上の薬剤師・管理者・業務委託者は対象外。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✔ 対象職員のベースアップを実施 ✔ 6月以降も水準の維持または拡大が県補助金受給の条件 ✔ 3月分までの一時金として支給し、4月・5月に補助残金をベースアップに充当してよい ✔ （6月中に、4月・5月分をさかのぼって支給可） 	<ul style="list-style-type: none"> ✔ 4～5月と同水準の維持でOK ✔ 財源が切り替わるだけ＝二重充当ではない

①福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

における支援対象者（抜粋）

（４）本事業の対象者 本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。① 対象医療機関等の管理者 ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長 対象医療機関等を運営する個人事業主 ③ 薬局の開設者
(厚生労働省 実施要綱より)

※① 対象医療機関等の管理者は管理薬剤師を含みます。

②調剤ベースアップ評価料における支援対象者（抜粋）

（２）当該保険薬局に勤務する職員(事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師及び業務委託により勤務する者を除く。以下、この区分において「対象職員」という。)がいること。ただし、他の保険薬局又は事業所を主たる勤務先とし、当該保険薬局における調剤業務等に直接従事していない管理的業務に専従する者（本部職員、エリアマネージャー等）は、対象職員に含めない。

(特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについてより)

また、調剤ベースアップ評価料を令和8年6月から算定するためには令和8年5月中に届け出（様式103）が必要となります。

補助金・ベースアップ評価料支給例

(支給例になりますので各薬局での参考に)

例) 福岡県支援金 145,000 円・ベースアップ評価料活用でのベースアップ 10,000 円とした場合

～3月一時金	4月(福岡県)	5月(福岡県)	6月～(ベースアップ評価料)
130,000円	7,500円	7,500円	7,500円継続+2,500円(拡大分)
133,000円	6,000円	6,000円	6,000円継続+4,000円(拡大分)

※4月、5月に支給しているベースアップ分以上を6月以降も継続する必要があります。

公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会会長
公益社団法人福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)
(薬務課)
(高齢者地域包括ケア推進課)

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の受付開始について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、標記支援事業について、令和8年2月10日付7医指第3132号「令和7年度福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る福岡県ホームページへの掲載について」の通知以降、本事業に係る留意点等を含め、医療機関へお知らせをしていたところです。

本事業については、下記の期間において受付を開始することといたしました。

詳細につきましては、別添案内文、チラシ及び県ホームページをご確認ください。なお、案内文、チラシ及び申請様式については5月上旬頃、各保険医療機関等（薬局、訪問看護ステーション含む）へ発送を予定しております。なお、発送する郵便物が届く前であっても、ホームページから様式をダウンロードし、申請先事務局へ申請書をお送り頂くことができます。

【申請受付期間】

令和8年4月24日（金）～令和8年6月30日（火）（必着）

※賃上げ支援事業に係る実施報告書の提出期間は令和8年6月1日（月）～令和8年7月31日（金）としています。別途案内予定です。

【申請先事務局】

福岡県医療機関等賃上げ・物価上昇支援金事務局
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目1-7-3F

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

【担当】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係
TEL 092-643-3274
FAX 092-643-3277

〒
住所
施設名

【福岡県医療機関等における賃上げ・
物価上昇に対する支援金給付申請書在中】

公印省略

8医指第74号
令和8年4月20日

関係各位

福岡県保健医療介護部医療指導課長
福岡県保健医療介護部薬務課長
福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援金の受付開始について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、公定価格により運営される医療機関等の厳しい経済状況を踏まえ、今般の国の補正予算に盛り込まれた「医療・介護等支援パッケージ」を活用し、国から直接支援が実施される病院を除く内科診療所、歯科診療所、保険薬局及び訪問看護ステーションの指定を受けた施設に対し、賃上げ及び物価上昇に対する支援(賃上げ支援事業・物価支援事業)を実施することとし、令和8年3月13日付7医指第3554号「福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る県交付要綱及び留意事項について」にて、留意事項等のうち、一時金又は特別手当を令和8年3月末までに支給すること等についてお知らせしていたところです。

今般、当該通知にて別途お知らせするとしていた申請受付期間及び申請書の提出先について決定し、申請の受付を開始しましたのでお知らせします。

については、支援金の給付を希望される場合は、裏面及び別添チラシをご参照のうえ、期限までに所定の申請書類を下記提出先へ御提出ください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

(「福岡県 医療機関等 賃上げ」で検索)

【問合せ及び申請書類の提出先】

福岡県医療機関等賃上げ・物価上昇支援金事務局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目1-7-3F

TEL 092-402-5316

FAX 092-402-5317

※ 本通知は、今回の補助の対象とならない施設も含め全ての保険医療機関等へ送付していますので、御了承ください。

<支援金の目的>

賃上げ支援事業:令和8年6月からの診療報酬改定による賃上げを前倒しするため、診療報酬とは別に支援金を支給して令和7年12月から令和8年5月の賃金改善(ベースアップ)を支援します。

物価支援事業:診療材料費などの高騰を踏まえ支援金を給付します。

<交付の対象となる施設>

	賃上げ支援事業(※1)	物価支援事業
有床診療所(※2)	○(※3)	○
無床診療所(※2)	○(※3)	○
薬局(※2)	○(※4)	○
訪問看護ステーション(※2)	○(※3)	-

※1:賃上げ支援事業の支援金を受けるためには、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員の賃金改善(ベースアップ)を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大することが必要です(求められる賃金改善の内容は、別添チラシ及び県ホームページを必ずご確認ください。)

※2:保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限ります。

※3:令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設のみ
(現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設である場合は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設であれば可)

※4:令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設のみ

<支援金の申請に必要な書類>

	申請の区分(※5)			提出期限及び提出方法
	賃上げと物価両方	賃上げのみ	物価のみ	
交付申請書兼請求書(様式1)	○(※6)	○	○	令和8年6月30日(火) (必着) 支援金事務局まで郵送
申請内訳書(別紙様式1)※7	○		○	
申請内訳書(別紙様式2)※7	○	○		
通帳の写し	○	○	○	
実施報告書(様式3)※8	○	○		令和8年7月31日(金) 支援金事務局まで郵送 または電子メール

※5:賃上げ支援事業は、支援金を受けるための要件が細かく定められていますので、別添チラシ及び県ホームページをご参照のうえ、必ず対象に該当するかご確認ください。

なお、訪問看護ステーションは、物価支援事業を申請できません。

※6:様式1は、1枚で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方を申請できます。両事業を申請する場合は必ず一緒に申請してください。

※7:申請内訳書は、施設の区分によって様式が異なるのでご注意ください。

※8:賃上げ支援事業は、申請後、令和8年7月31日(金)までに実績報告書の提出が必要です。期限までに提出がない場合には、賃上げ支援事業に係る支援金を返還していただく可能性があります。所定の賃上げを実施していない場合も返還が生じます。

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援金

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、有床診療所、無床診療所(医科・歯科)、薬局及び訪問看護ステーションに対して、確実な賃上げや経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として補助金を交付します。

補助額

区分	賃上げ支援事業	物価支援事業
有床診療所 (医科・歯科)	72,000円(※1)／許可病床数(R7.8.1時点) (※1)2床以下の場合は 150,000円／施設	13,000円(※1)／許可病床数(R7.8.1時点) (※1)13床以下の場合は 170,000円／施設
無床診療所 (医科・歯科)	150,000円／施設	170,000円／施設
薬局 (所属する同一グループ内の 保険薬局の数(※2)として 1店舗以上5店舗以下)	145,000円／施設	85,000円／施設
薬局 (同6店舗以上19店舗以下)	105,000円／施設	75,000円／施設
薬局 (同20店舗以上)	70,000円／施設	50,000円／施設
訪問看護ステーション	228,000円／施設	—

(※2)厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数

申請期限

支援金の申請書は下記期限までに提出してください。

令和8年6月30日(火)必着

申請方法

下記事務局まで**郵送**で提出してください。

留意事項

賃上げ支援事業は、所定の賃金改善を実施する施設のみ対象となります。

必要となる賃金改善の内容等(裏面)を**必ず**ご確認ください。

物価支援事業は、令和7年度以降、診療報酬請求の実績のある施設が対象です。

お問い合わせ・提出先

福岡県医療機関等賃上げ・物価上昇支援金事務局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東1丁目1-7-3F

☎ 092-402-5316 FAX 092-402-5317

賃上げ支援事業の給付対象となる賃金改善の内容等

- ① 令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ(基本給又は毎月支払われる手当の引上げ)を実施していること。また、令和8年6月1日以降は、当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要した場合は、令和7年12月分から令和8年3月分のベースアップに相当する一時金(又は特別手当)の支払及び4月分から5月分の対象職員のベースアップを実施していること。
また、令和8年6月1日以降も、当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

■賃金改善の方法

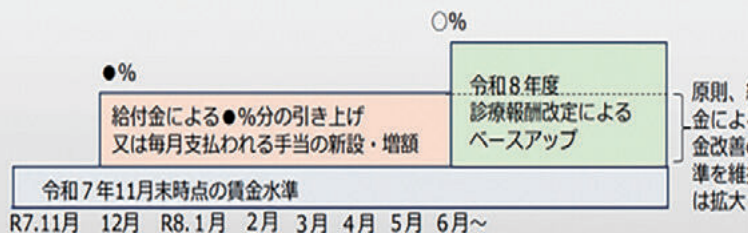
令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

	賃金改善の方法	考え方
①	ベースアップ ※1	令和7年12月から 令和8年5月までの間実施
②	一時金・特別手当 ※2	直ちにベースアップが困難な場合は 令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給 4月・5月はベースアップ ※1)を実施

(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

① 【ベースアップ ※1) を実施する場合】

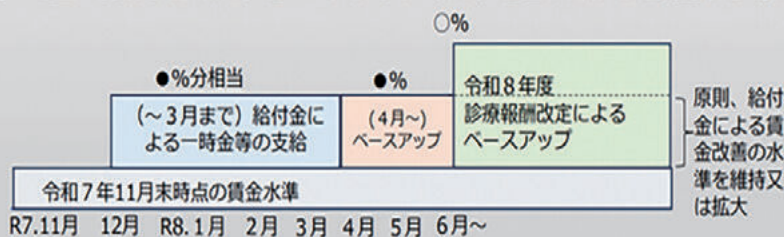


【①について】

6月までに、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給をすることも可能

②

【一時金・特別手当 ※2) とベースアップ ※1) を組み合わせて実施する場合】



(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

【②について】

本年4月から5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分を支給した上で、6月までに、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給をすることも可能

- 厚生(支)局へ届出を行ったベースアップ評価料による賃上げ部分に当該補助金を充てることはできません。
- 支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めることがあります。
- その他の留意点については、県ホームページをご確認ください。